

別表第1

世帯の階層区分			費用徴収月額	費用徴収加算月額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律(平成25年法律第106号)による支援給付受給世帯		0円	0円
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯(A階層に属する世帯を除く。)		2,600円	260円
C	前年分の所得税非課税世帯であり、かつ、当該年度分の市町村民税課税世帯である世帯	市町村民税の均等割のみの課税世帯	5,400円	540円
		市町村民税所得割課税世帯	7,900円	790円
D	前年分の所得税課税世帯(A階層又はB階層に属する世帯を除く。)	所得税額	15,000円以下	1,080円
			15,001円以上 40,000円以下	1,620円
			40,001円以上 70,000円以下	2,240円
			70,001円以上 183,000円以下	3,480円
			183,001円以上 403,000円以下	4,940円
			403,001円以上 703,000円以下	6,500円
			703,001円以上 1,078,000円以下	8,240円
			1,078,001円以上 1,632,000円以下	10,200円
			1,632,001円以上 2,303,000円以下	12,340円
			2,303,001円以上 3,117,000円以下	14,700円
			3,117,001円以上 4,173,000円以下	17,250円
			4,173,001円以上 5,334,000円以下	19,990円
			5,334,001円以上 6,674,000円以下	22,940円
			6,674,001円以上	全額
				左の費用徴収基準 月額の10パーセント。た だし、その額が26,300円 に満たない場合は、 26,300円。

備考

- 費用徴収額の月額、納入義務者の属する世帯の階層区分に応じた費用徴収月額とする。ただし、養育医療の給付を受ける児童の月の月における入院日数がその月の日数に満たない場合の費用徴収額は、当該月額に当該児童の当該入院日数を当該月の日数で除して得た数を乗じて得た額(当該月に1円未満の端数が生じた場合にあっては、当該端数を切り捨てた額)とする。
- 納入義務者の属する世帯において2人以上の児童が同時に養育医療の給付を受ける場合にあっては、当該世帯の階層区分に応じた費用徴収月額に当該児童のうち当該月の入院日数が最も多い児童(該当児童が複数いる場合には、そのうちの1人の児童とする。)の入院日数を当該月の日数で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じた場合にあっては、当該端数を切り捨てた額)に、当該児童以外の児童それぞれについて当該世帯の階層区分に応じた費用徴収加算月額に当該月の入院日数を当該月の日数で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じた場合にあっては、当該端数を切り捨てた額)を合算した額を加算した額とする。